

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律
案要綱

第一 改正の趣旨

医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講ずること。

第二 医療法の一部改正

一 医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設等に関する事項

1 厚生労働大臣が定める指針

厚生労働大臣は、労働時間を短縮し健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、公表するものとする。 (

第百五条関係)

2 医療機関勤務環境評価センター

- (一) 厚生労働大臣が指定する医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと等の業務を行うものとする。 (第百七条及び第百八条関係。令和六年四月一日以降は第百三十条及び第百三十一条)

- (二) 医療機関勤務環境評価センターは、(一)の評価の結果を、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及びその所在地の都道府県知事に対して通知しなければならないものとし、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、通知された評価の結果を公表しなければならないものとする。 (第百九条及び第百十一条関係。令和六年四月一日以降は第百三十二条及び第百三十四条)

3 長時間労働となる医師に対する面接指導

- (一) 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者(以下この3において「面接指導対象医師」という。)

に対し、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この3において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならないものとともに、面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、労働時間の短縮、宿直の回数減少その他の適切な措置を講じなければならないものとする。こと。（第百八条第一項から第五項まで関係）

(二) 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。（第百八条第六項関係）

4 休息時間の確保

(一) 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況（一年の期間に係るものに限る。）が厚生労働省令で定める要件に該当する者（13の一）の特定対象医師を除き、以下この4において「対象医師」という。）に対し、当該対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省

令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するよう努めなければならないものとする。
。（第百十条第一項本文関係）

(二) 厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、対象医師を宿日直勤務（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下この4及び13において同じ。

）に従事させる場合は、(一)の限りでないものとする。こと。（第百十条第一項ただし書関係）

(三) 病院又は診療所の管理者は、対象医師に対し、(一)の休息時間を確保しなかった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事後において、これに相当する休息時間を確保するよう努めなければならないものとする。こと。（第百十条第二項関係）

(四) (二)の場合において、病院又は診療所の管理者は、宿日直勤務中に、対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう努めなければならないものとする。こと。（第百十条第三項関係）

5 都道府県知事による病院又は診療所の開設者に対する命令

都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、3の(一)の面接指導を行っていない

いと認めるとき又は3の(二)の必要な措置を講じていないと認めるとき等は、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする
こと。(第百十一条関係)

6 特定地域医療提供機関

(一) 都道府県知事は、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができるものとする。
こと。(第百十三条第一項関係)

イ 救急医療

ロ 居宅等における医療

ハ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

(二) (一)の指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、(一)の業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画(以下「労働時間短縮計画」という。)の案を添えてしなければならない

ないものとする。 (第百十三条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、(一)の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、

(一)の指定をすることができるものとする。 (第百十三条第三項関係)

イ (二)の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴い

て作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

ロ 3の(一)の面接指導並びに13の(一)及び(三)の休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

ハ 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

(四) 都道府県知事は、(一)の指定をするに当たっては、2の(二)により通知を受けた2の(一)の医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならないものとし、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第百十三条第四項及び第五項関係)

(五) 都道府県知事は、(一)の指定をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。 (

第百十三条第六項関係)

7 連携型特定地域医療提供機関

- (一) 都道府県知事は、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができるものとする。 （第百十八条第一項関係）

- (二) 6の(二)から(五)までの規定は、連携型特定地域医療提供機関について準用すること。 （第百十八条第二項関係）

8 技能向上集中研修機関

- (一) 都道府県知事は、次のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ次に掲げる医師がやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるものを、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる

できるものとする。 (第百十九条第一項関係)

イ 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師

ロ 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師

(二) 6の(二)から(五)までの規定は、技能向上集中研修機関について準用すること。 (第百十九条第二項

関係)

9 特定高度技能研修機関

(一) 都道府県知事は、特定分野 (医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。) における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師 (当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。) をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの (当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。) を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機

関として指定することができるものとする。 (第二百二十条第一項関係)

(二) 6の(二)から(五)までの規定は、特定高度技能研修機関について準用すること。 (第二百二十条第二項

関係)

(三) 厚生労働大臣は、(一)の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができるとすること。 (第二百二十一条第二項関係)

10 労働時間短縮計画

(一) 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関(以下「特定労務管理対象機関」と総称する。)の管理者は、指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならないものとする。 (第百十四条、第百十八条第二項、

第百十九条第二項及び第二百二十条第二項関係)

(二) 特定労務管理対象機関の管理者は、労働時間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならないものとする。 (第二百二十二条第一項関係)

(三) 特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、

当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならないものとする。 (第二百一十二条第二項関係)

(四) 特定労務管理対象機関の管理者は、(三)の見直しのための検討を行った結果、変更の必要がないと認めるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第二百二十二条

第三項関係)

11 指定の有効期間

特定労務管理対象機関の指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第一百五十一条第一項、第一百八条第二項、第一百九条第二項及び第二百一十二条第二項関係)

12 指定の取消し

都道府県知事は、特定労務管理対象機関がその要件を欠くに至ったと認められるとき又は特定労務

管理対象機関の開設者が5若しくは13の(七)の命令に違反したとき等は、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、当該特定労務管理対象機関の指定を取り消すことができるものとする。

。(第百十七条、第百十八条第二項、第百十九条第二項及び第百二十条第二項関係)

13 休息時間の確保

(一) 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況（一年の期間に係るものに限る。）が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この13において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならないものとする。 （第百二十三条第一項本文関係）

(二) 厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、(一)の限りでないものとする。 （第百二十三条第一項ただし書関係）

- (三) 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、(一)により確保することとした休息时间（以下この13において「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、(一)にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができることとし、この場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定時間の終了後に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息时间を確保しなければならないものとする。 (第二百二十三条第二項関係)
- (四) (二)の場合において、特定労務管理対象機関の管理者は、宿日直勤務中に特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息时间を確保するよう配慮しなければならないものとする。 (第二百二十三条第三項関係)
- (五) 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、その所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において(一)及び(三)の休息時間の確保を行わないことができるものとする。 (第二百二十三条第四項関係)

(六) 特定労務管理対象機関の管理者は、複数の病院又は診療所に勤務する医師に係る(一)及び(三)の休息時間を適切に確保するために必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を求めることができるものとともに、協力を求められた病院又は診療所の管理者は、その求めに応ずるよう努めなければならないものとする。 (第二百二十五条関係)

(七) 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、(一)又は(三)の休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第二百二十六条関係)

二 医療計画の記載事項の見直しに関する事項

都道府県が医療計画において定めるものとされている事項として、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療の確保に必要な事業に関する事項を追加すること。 (第三十条の四第二項関係)

三 外来医療の機能の明確化及び連携に関する事項

1 外来機能報告対象病院等による報告

病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するもののうち外来医療を提供するもの（以下この1において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの内容、当該外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合はその旨、その他厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとする。 （第三十条の十八の二第一項関係）

2 無床診療所による報告

患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この2において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、当該無床診療所において提供する外来医療のうち、1の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内

容、当該外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合はその旨、その他厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告することができるものとする。こと。（第三十条の十八の三第一項関係）

3 協議の場における協議事項

都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場における協議事項に、1及び2の報告を踏まえた1の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項を追加すること。（第三十条の十八の四第一項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 介護保険法の一部改正

介護老人保健施設及び介護医療院について、第二の一の3から5までの規定を準用するものとする。こと。（附則第十条第一項関係）

第四 医師法の一部改正

一 臨床実習に関する事項

大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、医師法第十七条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。）をすることができるとすること。（第十七条の二第一項関係。令和七年四月一日以降は第十七条の二）

二 医師国家試験の受験資格に関する事項

大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者について、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者でなければ、医師国家試験を受けることができないものとする。（第十一条第一項関係）

三 医師の研修を行う団体に対する要請に関する事項

厚生労働大臣は、医師が、長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当

該研修を行う學術団体等に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請できるものとすること。（第十六条の十一第一項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第五 歯科医師法の一部改正

一 臨床実習に関する事項

大学において歯学を専攻する学生について、第四の一と同様の改正を行うものとする。 （第十七条の二第二項関係。令和八年四月一日以降は第十七条の二）

二 歯科医師国家試験の受験資格に関する事項

歯科医師国家試験について、第四の二と同様の改正を行うものとする。 （第十一条第一項関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第六 診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法及び救急救命士法の一部改正

一 診療放射線技師法の一部改正

1 診療放射線技師の業務に、放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有

物を含む。)を人体内に挿入して行う放射線の人体に対する照射を追加すること。(第二条第二項関係)

2 診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において業務を行うことができる場合として、医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとを追加すること。(第二十六条第二項関係)

二 臨床検査技師等に関する法律の一部改正

臨床検査技師の業務に、採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を追加すること。(第二十条の

二 第一項関係)

三 臨床工学技士法の一部改正

臨床工学技士の業務に、生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置の操作(当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。)として厚生労働省令で

定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを追加すること。（第三十七
条第一項関係）

四 救急救命士法の一部改正

1 「救急救命処置」の定義について、重度傷病者が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。以下この四において同じ。）に当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものとするこ
と。（第二条第一項関係）

2 救急救命士が救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの以外の場所において業務を行うことができる場合として、重度傷病者が病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合を追加すること。（第四十四条第二項関係）

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならないものとする。 (第四十四条第三項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

一 都道府県計画に関する事項

都道府県計画においておおむね定めるものとされている事項として、地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業に関する事項を追加すること。 (第四条第二項関係)

二 基金に関する事項

都道府県が、都道府県計画に掲載された事業に要する経費を支弁するために基金を設ける場合において、国は、一の事業に要する経費に係るものについては、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。 (第六条関係)

三 再編計画に関する事項

1 再編計画の認定等

(一) 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下この1において「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下この1及び2において「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 (第十一条の二第一項関係)

(二) 再編計画においては、医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項、当該事業の内容及び実施時期等を記載しなければならないものとする。 (第十一条の二第二項関係)

- (三) (一)の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。 (第十一条の二第三項関係)

2 認定の基準

- (一) 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が(一)から(三)までに適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。 (第十一条の三関係)
- (二) 1の(二)の記載事項が、構想区域等ごとに設けられた診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場における協議に基づくものであること。
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

四 都道府県計画作成における留意事項に関する事項

都道府県は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に一の事項等を定めるに当たっては

、第二の一の1の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。 (附則第一
条の二関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第八 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を
行うことができる期限を令和五年九月三十日までとすること。 (附則第十条の三第五項関係)

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行するものとする。ただし、次の事項は、それぞれに定め
る日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

1 第八 公布の日

2 第七の一から三まで 令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

3 第六 令和三年十月一日

4 第二の一の1及び第七の四 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日

5 第二の一の2及び三 令和四年四月一日

6 第四の一 令和五年四月一日

7 第四の二 令和七年四月一日

8 第五の二 令和八年四月一日

二 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置等

病院又は診療所の管理者は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から令和六年三月三十一日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師に係る労働時間短縮計画を作成するよう努めなければならないものとする

ほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第三条から第二十七条まで関係）